

京都市介護に関する入門的研修事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、介護分野等での就労を希望する市民に対し、適切なサービスの提供に関する初歩的な知識等を習得する研修の実施を通じて、介護職員の確保及び定着を図り、もって本市内の介護サービスが安定的に提供されることを目的とする。

(実施方法)

第2条 本事業の実施については、公益法人等（以下「受託団体」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 京都市介護に関する入門的研修事業（以下「本事業」という。）の内容は以下のとおりとする。

(1) 対象者

介護の仕事に関心を持っている方（京都府内に通勤又は通学している方及び京都市内の介護保険事業所等において既に就労している方を含む）又は京都市内の介護施設に就労を希望する方

(2) 研修方法及び研修内容

「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日 社援発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（以下「課長通知」という。）に定めるところによる。

(受講手続等)

第4条 受講希望者は京都市長（以下「市長」という。）に受講申込書を書面等で提出し、市長は、受講希望者の受講資格等を確認のうえ、受講を認めるものとする。

(修了証書等)

第5条 市長は、研修修了者に、別紙第1号様式による修了証書を交付するとともに、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

(費用負担)

第6条 市長は、予算の範囲内において事業を実施するものとし、受託団体に対し、委託契約に基づき、研修の実施に必要な費用を委託料として支払うものとする。

2 本事業の受講に係る費用は無料とする。ただし、受託団体は、研修の実施に必要な費用のうち、実費相当分について受講者から徴収できるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、所管部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月24日から施行する。

(第1号様式)

修	了	証	書	第	号
				氏	名
生年月日				年	月 日
あなたは、厚生労働省の定める介護に関する入門的研修を修了したことを証します。					
年		月		日	
				京都市長	印